

消費者ネットワーク岐阜 2022 年度定期講演会

令和 4 年度 岐阜県若者向け消費者教育推進業務委託事業

プロが緊急伝授!

「急増する投資をめぐる 消費者被害」

2022 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられました。これまで 19 歳まで可能だった未成年者取消権が使えなくなり、若者が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっています。今回の講演会は、消費者ネットワークのプロの講師陣が、近年増えている「投資」をめぐる消費者被害をテーマに、実際のトラブル事例や対応方法などについて講演します。一緒に学習しましょう。

講師陣

第 1 部

「だましのテクニック」代表/岐阜大学副学長 **大藪 千穂 氏**

「被害実態」副代表/岐阜市消費生活相談員 **花井 泰子 氏**

「救済措置」副代表/岐阜県弁護士会会長 **御子柴 慎 氏**

第 2 部

「元銀行マンから学ぶ投資の基本」

愛知産業大学教授 **奥田 真之 氏**



大藪 千穂 氏



花井 泰子 氏



御子柴 慎 氏



奥田 真之 氏

【日時】 2022 年 12 月 4 日 (日)

10:00~11:30

オンライン配信 (Zoom)

参加無料です



参加ご希望の方は、

お電話または右の QR コードからお申し込みください。

(11 月 30 日(水)まで)

電話 058-370-6867 全岐阜県生協連 (月~金 9時~17時)

